

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

武田病院居宅介護支援事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岡山県指定 第3370200176号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 事業者 | 8. 事故発生時の対応について |
| 2. 事業所の概要 | 9. 秘密保持・個人情報の保護について |
| 3. 事業実施地域及び営業時間 | |
| 4. 職員の体制 | |
| 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 | |
| 6. サービスの利用に関する留意事項 | |
| 7. 苦情の受付について | |

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人エム・ピー・エヌ
(2) 法人所在地 岡山県倉敷市連島町西之浦 3 5 2 - 1
(3) 電話番号 0 8 6 - 4 4 6 - 4 1 4 1
(4) 代表者氏名 理事長 武田 晴郎

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を、送ることができるよう適切な居宅介護支援を提供する。
(3) 事業所名称 武田病院居宅介護支援事業所・平成 1 2 年 4 月 1 日指定
倉敷市 3 3 7 0 2 0 0 1 7 6 号
(4) 事業所所在地 岡山県倉敷市連島町西之浦 3 5 2 - 1
(5) 電話番号 法人代表 0 8 6 - 4 4 6 - 4 1 4 1 ・直通 0 8 6 - 4 4 6 - 4 6 1 7
(6) 事業所長（管理者） 大野 直子
(7) 運営方針 利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類・事業者に不当に偏る事のないよう公正・中立に行うものとする。
(8) 開設年月日 平成 1 2 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の実施地域 倉敷市
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土の 8:30～17:00 木曜のみ 8:30～12:30
休業日	日・祝日・木曜午後・8 月 14 日～15 日・及び 12 月 30 日～1 月 3 日までの年末年始

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

主な職員の配置状況 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤
1. 管理者（兼・主任介護支援専門員）	1 名	
2. 介護支援専門員	4 名	1 名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用者負担はありません。

(1) サービスの内容

①居宅サービス計画の作成

・ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的

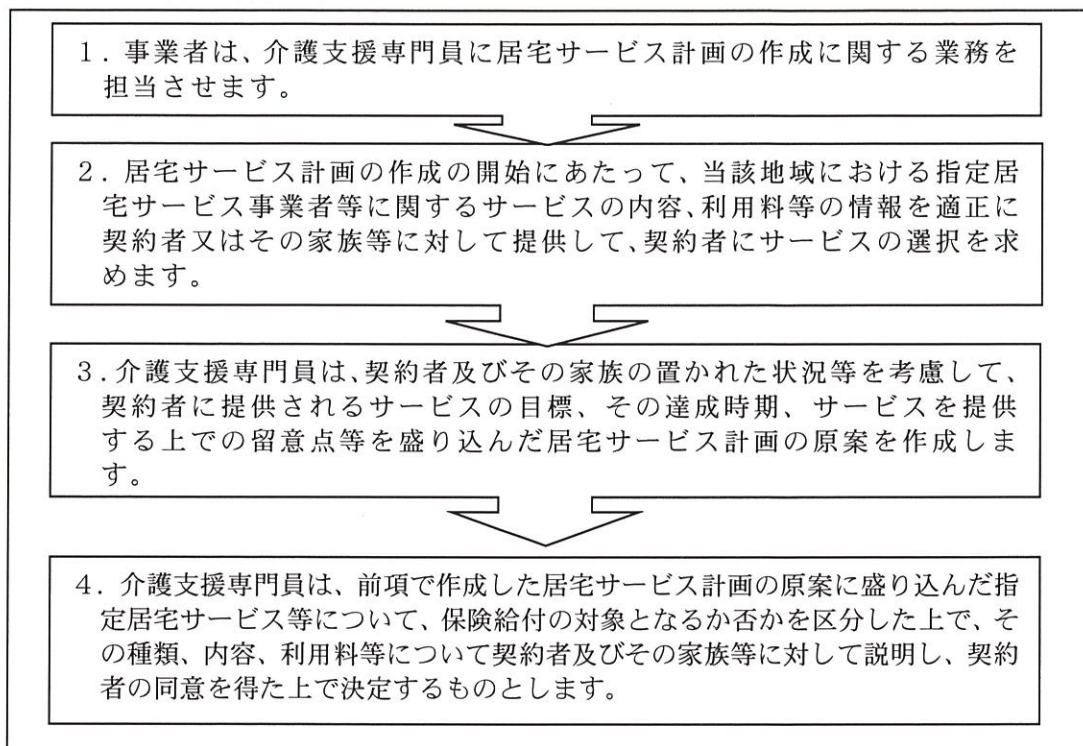
かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

- ・ご契約者の意思に基づいたサービスを受けていただくため、居宅サービス計画の作成にあたっては、担当の介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求めることができます。また居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業所の選定理由の説明を受けることができます。当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

- ・サービスの提供は丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。

- ・ケアプラン作成に必要な情報については、主治医に意見を求めることがあります。

居宅サービス計画の作成の流れ



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者のご家庭を定期的に訪問し、ご契約者及びその家族等の状態を把握し、居宅サービス計画の実施状況の把握・評価を行ない記録します。

- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

③公正中立な支援について

- ・サービス事業所を選定する際には、担当の介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求めることができます。また、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所の選定理由の説明をいつでも受けることができます。

- ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着介護型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

④居宅サービス計画の変更

- ・ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

⑤介護保険施設への紹介

・ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金（①と、ご契約者の状態により②の加算）の全額をいったんお支払い下さい。

（ケアマネジメント取り扱い件数 45 件未満の場合で記載）

① 居宅サービス計画作成	要介護 1, 2	10,860 円/月
	要介護 3, 4, 5	14,110 円/月

② 加算

(1) 入院時情報連携加算	入院当日に病院への情報提供を行った場合、	I 2,500 円
	入院後 3 日以内に "	II 2,000 円

(2) 退院・退所加算

※カンファレンス参加なし	連携 1 回	(I) イ 4,500 円
	連携 2 回	(I) ロ 6,000 円
※カンファレンス参加有	連携 1 回	(II) イ 6,000 円
	連携 2 回	(II) ロ 7,500 円
	連携 3 回	(III) 9,000 円

(3) 初回加算	新規サービス開始時、要介護状態区分 2 区分以上変更	1 ヶ月	3,000 円
----------	----------------------------	------	---------

(4) 通院時情報連携加算	1 回 5,00 円 (1 ヶ月に 1 回まで)
---------------	--------------------------

通院時同席し、医師または歯科医師と情報連携を行いケアマネジメント実施時

(5) 緊急時等居宅カンファレンス加算	1 回 2,000 円 (1 ヶ月に 2 回まで)
---------------------	---------------------------

病院の求めにより、利用者宅にてカンファレンスを行い、居宅サービス調整実施時

(6) ターミナルケアマネジメント加算	1 回	4,000 円
---------------------	-----	---------

24 時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて居宅介護支援ができる体制を整備。

利用者、家族の終末期の医療やケアの方針に関する意向を把握し、主治医などの助言を受けながら利用者へのサービス調整を行う。(死亡日、及び死亡前 14 日以内に 2 日以上訪問し状況把握、必要時調整支援を行う。)

(3) 交通費

通常の事業実施地域(倉敷市)以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費をいただきます。

実施地域を越えて 5 km までは 400 円、5 km 以上は 800 円

(4) 利用料金のお支払い方法

交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 介護保険被保険者証原本・介護保険負担割合証原本の確認

サービス開始前には、介護保険被保険者証原本・介護保険負担割合証原本の確認を行い、条件などを確認し、事業所の届出を行います。その後、訪問時等に、確認をさせていただきますので大切に保管下さい。

(2) 介護支援専門員の交替

担当職員の変更希望がある際申し出ることができます。その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。当事業所は、担当の職員が退職するなど、正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前に了解を得ます。

(3) 医療機関に入院する場合のお願い

病院又は診療所に入院する場合には、入院前の日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を、入院先医療機関と共有することで、退院時の円滑な在宅生活への移行につながります。そのため、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所に伝えるようご協力をお願いします。日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することをお勧めします。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情相談の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口（担当者）管理者 大野 直子

受付時間 8:30～17:00（日曜・祝日と木曜12時半以降を除く）

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口でも行えます。

・倉敷市介護保険課 086-426-3343

受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

・岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811

受付時間 8:30～17:00（土・日・祝日を除く）

(2) 苦情処理体制・手順

苦情処理台帳に記載 → 苦情処理方法の記載・管理者決裁 → 関係者との連携 → 改善について利用者に確認 → 苦情処理の成果等台帳記載 → 苦情記録5年間保存

8. 事故発生時の対応について

(1) 事故発生時の連絡・措置

サービス提供により事故が発生した場合は市町村・当該利用者の家族に連絡を行うと共に必要な措置をとる

(2) 記録および損害賠償

事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すると共に、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(3) 再発防止

事故が生じた際にはその原因を解明し、職員会議等で周知徹底するなど再発防止策を講じる。

(4) 事故発生時の対応

事故発生時の対応については、「居宅介護支援事業者・サービス事業者賠償責任保険」に加入し、これによって対応します。

9. 秘密保持・個人情報の保護について

(1) 守秘義務

居宅介護支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約の終了した後、及び職員の退職後にも継続します。

(2) 事前の同意

前項の規定にかかわらず、事業者は以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。利用者及び家族は、本契約の締結により以下の項目において個人情報の使用を了承するものとします。

- ①介護サービスの提供を受けるに当たり、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握する為に必要な場合
- ②上記①の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整の為に必要な場合
- ③現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行った時、医師・看護師等に説明する場合
- ④介護、保健サービスの質の向上の為に学会、研究会等での事例研究発表等

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

医療法人エム・ピー・エヌ 理事長 武田 晴郎
武田病院居宅介護支援事業所
説明者職名 介護支援専門員 氏名

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。利用者及び家族は、本契約の締結により個人情報の使用に同意します。

令和 年 月 日

住 所

利用者 _____ (代筆者 _____ 続柄 _____)

住 所

家族又は代理人 _____ (続柄 _____)